

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注（八）

佐 立 治 人

目 次

はじめに

序 文 篇

本 文 篇

まえおき

第一章 經典大訓

第二章 先哲論議

第一節から第四節（以上、五十九卷一号、六十六卷二

号、六十七卷二号、三号、四号、六十八卷一号、六

十九卷四号）

第五節 真徳秀の「十害」の抜書き

第六節 「牧民忠告」の抜書き

第七節 工獄（以上、本号）

第五節 真徳秀の「十害」の抜書き

岩村藩刊本の第十八丁裏第九行から第十九丁裏第七行までを第五節とする。この部分は、南宋の真徳秀（一一七八～一二三五）の所謂「十害」のうち六項目の抜書きである。「十害」は『西山文集』（景印四庫全書 所収）卷四十「潭州論同官咨目」の中に掲げられている。この「潭州論同官咨目」は、『名公書判清明集』卷一、官吏門、申徹に「咨目呈兩通判及職曹官」と題して収められ、『政経』（景印四庫全書 所収）に「帥長沙咨目呈兩通判及職曹官」と題して載せられている。真徳秀は、字は希元、西山と号し、文忠と諡された。慶元五年（一一九九）の進士。『大学衍義』を著した。嘉定十五年（一二二二）

に湖南安撫使・知潭州に任じられた。戸部尚書、參知政事を歴任した。『宋史』卷四三七に伝がある。「潭州論同官咨目」は湖南安撫使・知潭州在任時に書かれた。宋朝では、所属の州県の官員を監督する単位を路と呼び、安撫使は一路の兵政を掌る官である。「湖南」即ち荆湖南路の安撫使の治所は潭州（雅称は長沙郡。現在の湖南省長沙市）に置かれていた。和訳に当たっては、高橋芳郎『訳注『名公書判清明集』官吏門・賦役門・文事門』（北海道大学出版会、二〇〇八年、十三頁から二十一頁）を参考にした。

【和訳】

西山先生、真文忠公が湖南安撫使・知潭州であった時に（原文。帥長沙。「帥」は安撫使であることを意味する）、同僚の官員を戒めて次のように述べた。

・裁判が不公平なはいけません。
裁判は民の大切な命に関わります。どうしても不公平があつてよいでしょうか。

・訟えを念入りに聴かないのはいけません。
訟えには真実があり虚偽があります。訟えを念入りに聴かな

ければ、真実の訟えが反つて虚偽に見え、虚偽の訟えが反つて真実に見えます。

・未決のまま延々と牢獄につきなが続けるのはいけません。
一人の男子が未決囚として牢獄に入れられますと、一家を挙げて生活ができなくなります。牢獄で暮らす苦しさは、一日が一年に感じられるほどです。どうして延々と牢獄につきなが続けてよいでしょうか。

・残酷な方法で拷問を行うのはいけません。

拷問は、やむを得ないときに行うものです。他人の身体皮膚は自分の身体皮膚と一体です。どうして残酷な方法でこれに拷問を加えることに平気でいられますか。現在、官に任じられていている者は、好んで喜怒の感情に従つて拷問を行っています。甚しい者は、賄賂に応じて拷問を行っています。拷問は、国家の法律に定めがあり、天に代わつて犯罪を糾明する手段であることを全く意識していません。どうして官吏が怒りをたくましくして、自分勝手な拷問を行うことが許されるでしょうか。戒めないわけにはいきません。

・たくさんの人をむやみに法廷に呼び出すのはいけません。
一人の男子が法廷に呼び出されると、一家を挙げて大騒ぎ

になります。呼び出し状（原文。引）を持って来た吏卒に手数料を支払わなければいけませんし、官庁に出頭するための費用も必要です。貧しい人は借金するのを免れません。甚しい場合には一家離散に至ります。どうしてたくさんの人をむやみに法廷に呼び出してよいでしょうか。

・他人の悪事の告発を招き寄せるのはいけません。

自分に関わりがない他人の悪事を告発すること（原文。告評）は、良俗を破り、人倫を乱す原因です。そのような罪を犯す者がいれば、当然厳しく処罰するべきです。自分に関わりがない他人の隠れた犯罪を人が告発するのを、どうして招き寄せてよいでしょうか。

【原文】

西山真文忠公（『重刊祥刑要覽』卷一は「公」字の後に「嘗」字がある。）帥長沙、誠諸同官曰、

断獄不公。

獄者民之大命。豈可小有私曲。

聴訟不審。

訟有実有虚。聴之不審、則実者反虚、虚者反実。

淹延囚繫。

一夫在囚、拳室廢業。囹圄之苦、度日如歲。豈可淹久。慘酷用刑。

刑者、不獲已而用。人之體膚、同己之體膚。何忍慘酷加之。

今為官者、好以喜怒用刑。甚者或以閹節用刑。殊不思、刑者国之典、所以代天糾罪。豈容官吏逞忿行私。不可不戒。

汎濫追呼。

一夫被追、拳室皇擾。有持引之需、有出官之費。貧者不免拳債、甚者至於破家。豈可汎濫。

招引告評。

告評乃敗俗乱化之原。有犯者、自当痛治。豈可（『西山文集』

卷四十「潭州論同官咨目」は「可」字の後に「勾引今官司有受人実封状与出榜」十四字がある。）召人告首（「首」はもと

「有」に作る。『西山文集』卷四十及び『重刊祥刑要覽』卷一に

従つて改めた。）陰私罪犯。（『西山文集』卷四十は「犯」字の

後に「皆係非法不可為也」八字がある。）（以上、第十八丁裏第

九行から第十九丁裏第七行。）

【訓読】

西山真文忠公、長沙に帥たるとき、諸同官を誠めて曰く、

獄を断ずるに公ならず。

獄は民の人命なり。豈に小しく私曲有る可けんや。訟えを聴くに審らかならず。

訟えには実有り、虚有り。之れを聴くに審らかならざれば、則ち実なる者反つて虚となり、虚なる者反つて実となる。

淹延して囚繫す。

一夫、囚に在らば、室を挙げて業を廃す。圜圜の苦しみは、日を度ること歳の如し。豈に淹久す可けんや。

慘酷に刑を用いる。

刑は、已むを獲ずして用いる。人の体膚は己の体膚に同じ。何ぞ慘酷に之れに加うるに忍びんや。今、官と為る者、好んで喜怒を以て刑を用いる。甚しき者は或いは閔節を以て刑を用いる。殊に思わず、刑は国の典、天に代わりて罪を糾す所以なるを。豈に官吏、忿を逞しくし、私を行うを容さんや。戒めざる可からず。

汎濫して追呼す。

一夫、追せ被れば、室を挙げて皇擾す。引を持するの需め有り、官に出づるの費え有り。貧しき者は拳償を免れず、甚しき者は家を破るに至る。豈に汎濫す可けんや。

告訐を招引す。

告訐は乃ち俗を敗り、化を乱すの原なり。犯す者有らば、自らに痛治すべし。豈に人の、陰私の罪犯を告首するを召く可けんや。と。

〔潭州論同官咨目〕では、この後に「重豊催税」「科罰取財」

〔縦吏下郷〕「低値買物」の四つの「害」が掲げられている。

〔慘酷用刑〕の「刑」は、刑罰の刑ではなく、拷問の意味である。宋朝では、拷問の方法は杖打に限られており、「刑は国の典。」と真徳秀が述べているように、拷問の手続きが法律に規定されていた。例えば、『宋刑統』卷二十九、断獄律に「囚を拷するは三度を過ぐるを得ず。数は総じて二百を過ぐるを得ず。(中略)もし、拷すること三度を過ぎ、及び杖外に他法を以て拷掠する者は杖一百。」と定められている。

〔招引告訐〕の「告訐」は、自分と関わりがない犯罪を告発するという意味である。「犯す者有らば、自らに痛治すべし。」と真徳秀が述べているように、宋朝では、自分と関わりがない犯罪を告発することは、法律で許されている場合を除き、禁止されていた。『統資治通鑑長編』卷六十、景德二年(一〇

〇五)六月己丑条に「詔すらく、今より、己に干せざる事を訟

えば、即ち決杖荷校し、衆に示すこと十日、と。」と記されている。

「告首陰私罪犯」の「告首」は、寛永四年刊本及び岩村藩刊本だけが「告有」に作り、「潭州論同官咨目」、「重刊祥刑要監」、元和中刊本、寛永元年刊本はすべて「告首」に作るから、「告首」が正しい。「告首」の「告」は告発の意味であり、「首」は自首の意味である。自分と関わりがない犯罪を告発することが禁止されていても、自分が犯した罪を自首するのは望ましいことであるから、「豈に人の、陰私の罪犯を告首するを召く可けんや。」と記す方が内
容は正しい。しかし、もともと「潭州論同官咨目」が「今、官司（中略）出榜して人の、陰私の罪犯を告首するを召く有り。皆、非法に係る。為す可からざるなり。」と間違つて述べているのであるから、「告首」のままにしておかなければならない。

第六節 『牧民忠告』の抜書き

岩村藩刊本の第十九丁裏第八行から第二十丁表第四行までを第六節とする。この部分は、元の張養浩（一二七〇～一三二二

九）が著した『牧民忠告』からの抜書きである。張養浩は、字は希孟。東昌路堂邑県（現在の山東省堂邑県）の県尹を授けられた後、監察御史、礼部尚書、参議中書省事を歴任した。天曆二年（一三二九）、陝西諸道行御史台（陝西・甘肅・四川・雲南四省内の官員の善悪を糾察する官司）の御史中丞（次官）に任じられ、大旱による饑民を救おうとして、在職中に過労で亡くなった。『元史』卷一七五に伝がある。張養浩は、地方長官の心構えを記した『牧民忠告』の他に、監察官の心構えを記した『風憲忠告』、宰相の心構えを記した『廟堂忠告』を著した。これらは別々に刊行されたが、明代になって、合冊されて『為政忠告』、後に『三事忠告』の名で刊行された。『牧民忠告』は『叢書集成初編』所収本を見た。和訳に当たっては、安岡正篤訳註『為政三部書』（明德出版社、平成五年）、倉田信靖『三事忠告』（明德出版社、平成九年）を参考にした。

【和訳】

元の陝西行台御史中丞の張養浩が著した『牧民忠告』が次のように述べている。「牢獄に入れられている未決囚に対しては、獄吏によって取り調べの報告書が作成された後でもなお、念入

りに尋問すべきです。もし、残酷な獄吏が無理やり事実をねじ曲げて報告書を作成したときは、囚人を尋問し直しても、囚人は自分を翻そうとはしません。そこで、獄吏や獄卒をことごとく退けて、穏やかな顔で、空気をなごやかにして、誠意を見せて、囚人を感動させる必要があります。もし、囚人が冤罪を被っているとわかつたならば、ただちに囚人のために無罪の判決を下さなければなりません。獄吏の報告書に束縛されてはいけません。ああ、よこしまな獄吏がでたらめな報告書を作成することは、どこまでもきりがありません。」

【原文】

元中丞張（重刊祥刑要覽）卷一は「張」字の後に「公」字がある。（養浩牧民忠告有云、在獄之囚（叢書集成初編）所収『牧民忠告』は「囚」字の後に「吏案雖成」四字がある。）猶当詳讞。若酷吏鍛鍊而成者、雖讞之、而（同上『牧民忠告』は「而」字が無い。）囚不敢異辭。須尽辟吏卒、和顔易氣、開誠心以感之。（同上『牧民忠告』は「之」字の後に「或令忠厚獄卒款曲以其情問之」十三字がある。）如得其冤、立為辨白、不可拘於（同上『牧民忠告』は「於」字を「闕」字に作る。）吏文也。吁、奸吏舞文、何所不至哉。（以上、第十九丁裏第八行か

ら第二十丁表第一行。）

【訓読】

元の中丞張養浩の牧民忠告に云う有り、獄に在るの囚、猶お当に詳讞すべし。若し酷吏、鍛鍊して成る者は、之れを讞すと雖も、而れども囚、敢えて異辭せず。須からく尽く吏卒を辟けて、顔を和らげ、氣を易らかにし、誠心を聞き、以て之れを感ぜしむべし。如し其の冤を得ば、立ちどころに為めに辨白せよ。吏文に拘る可からざるなり。吁、奸吏の舞文、何ぞ至らざる所あらんや。と。

右の文章は『牧民忠告』卷下、慎獄第六、詳讞の文章の抜書きである。「讞（ゲン・ゲツ）」は未決の囚人を取り調べる意味である。

【和訳】

『牧民忠告』はまた次のように述べている。「親族間の訴訟に對しては、時間をかけて寛大な態度で審理を行うのがよいです。急いで厳しく審理するのはよくありません。時間をかければ、訴訟当事者が自分の非を悟ることがあります。厳しく審理すれば、

ば、窮地に追い込まれた当事者は、ますますその悪事を増やします。ぜひ両当事者をその地元に戻らせて、周囲の人達から両当事者に対して道理を説いてもらいましょう。それが正しい解決方法です。」(原注。小事を争う訴訟について述べている。)

【原文】

又曰、親族相訟、宜徐而不宜亟、宜寬而不宜猛。徐則或悟其非、猛則益滋其惡。第下其里中、開論之。斯得體。(叢書集成初編)所収『牧民忠告』及び『重刊祥刑要覽』卷一は「體」字の後に「矣」字がある。(原注。謂争兢(『重刊祥刑要覽』卷一は「兢」を「訟」に作る。)小事。)(以上、第二十二丁表第二行から第四行。)

【訓読】

又た曰く、親族相い訟うるは、宜しく徐おもるにすべくして亟すみやかにすべからず。宜しく寛やかにすべくして猛きびしくすべからず。徐るなれば則ち或いは其の非を悟る。猛しくすれば則ち益ますます其の悪を滋ます。第だ其の里中に下し、之れを開論せしむ。斯これ體を得るなり。と。(原注。小事を争兢するを謂う。)

右の文章は『牧民忠告』巻上、聴訟第三、親族之訟宜緩の文

吳訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注(七八)

章の抜書きである。「謂争兢小事。」という注は、『牧民忠告』にはなく、吳訥が附けたものであろう。「兢」はここでは「競」と同じ字。「小事」は婚姻、家産分割、土地売買、金銭貸借等の民事を意味する。

第七節 工 獄

岩村藩刊本の第二十二丁表五行から第二十二丁表五行までを第七節とする。この部分は、元の宋本(二二八一―一三三四)が記した「工獄」の写しである。宋本は、字は誠夫。至治元年(一三三二)の進士第一人。吏部侍郎、礼部尚書等を歴任し、元統二年(一三三四)、国子祭酒(国子監の長官)に任じられた。『元史』卷一八二に伝がある。「工獄」は、元の蘇天爵編『元文類』(『景印四庫全書』所収)卷四十五に収められているものを見た。その文章と『祥刑要覽』所載の文章とを比べて見ると、『祥刑要覽』所載の文章では節略された箇所が多数ある。明の唐順之(嘉靖八年(一五二九)の進士)が編集した『荆川稗編』(『景印四庫全書』所収)の卷一一九、疑獄誤決記の文章は、『祥刑要覽』所載「工獄」の文章とほぼ同じであるから、『祥刑要覽』の文章を引き写したものであろう。和訳に

当たっては、李格非・呉志達選注『元明清小説選』（中州古籍出版社、一九八四年）を参考にした。

【和訳】

元の国子祭酒の宋本の「工獄」に次のように記されている。

「京師みやこ（大都）の小木局（大都留守司の修内司に属し、大都の殿閣の營繕を担当した。）には木工が数百人いて、いく人かの長を置いて分領させていました。ある一人の木工がその長と仲が悪く、半年の間、交際がありませんでした。仲間の木工達は、口げんかに過ぎず、深く嫌い合っているわけではない、と思つて、みんなで酒や肉を買つて、その木工を強いて、長の家に行かせて、和解させました。晩に酔つて解散しました。

木工の妻は淫乱なたちで、夫を殺すことを姦通相手とともに計画していました。木工がけんか相手の家で酔つぱらつて帰つてきた機会に、彼を殺しました。急なことでしたので、死体の処理に困りました。部屋に土榻つちど（れんが製の寝台。中で火を起こして暖めることができる。）があり、中空でした。そこで、土榻のれんがを開いて、死体を入れました。死体を四つ五つにバラバラにして、ようやく収めることができました。れんがを

もと通りに積んで穴をふさぎました。

翌日、妻は工長の家に往き、泣きながら「私の夫はきのうから帰ってきません。きつとあなたが殺したに違いありません。」と言つて、警巡院（上都及び大都両京の民事・捕盗を掌る。大都には左右警巡院・大都警巡院が置かれていた。）に告訴しました。警巡院は、工長が木工のけんか相手であつたという理由で、工長を逮捕して拷問にかけました。工長は痛みに耐えられず、嘘の告白をしました。木工の妻は喪に服し、僧を招いてお経をあげてもらい、哭泣して悲しみを尽くしました。

警巡院が工長に死体のありかを詰問しますと、工長は「大都城の壕ほりの中に棄てました。」と答えました。件作（葬儀屋。検屍を手伝う役目を負つた。死体の搜索は本来の役目ではない。）二人に命じて、壕で死体を搜索させました。もちろん見つかりません。刑部、御史、京尹がかわるがわる裁判の終結を促しました。警巡院は、十日以内に死体を見つけるよう件作に命じましたが、見つかりません。七日以内に見つけるよう命じても、やはり見つかりません。五日以内、三日以内と命じても、見つかりません。件作二人は四たび笞打たれても、とうとう死体を見つけることができませんでした。二人は悲嘆して、壕に沿つ

て歩きながら語り合いました。「笞打ちが終わる時がありません。こうなつたら、別に誰か人を殺して、命令に応じることを試みましょう。」

日が暮れて、壕の傍らに坐っていますと、一人の老翁が驢馬に乗つて橋を渡りました。作伴二人は老翁を押して水中に落とし、驢馬を放ち去らせました。十日余り経つて、老翁の死体が腐つて識別できなくなつたのを見定めて、死体を引き挙げて報告しました。警巡院は木工の妻を呼んで確認させました。木工の妻は死体を撫でて大声で泣いて、「夫です。」と答えました。妻は夫の着物（本当は老翁の着物。）を持って、壕のほとりで夫の魂を招き、かんざしとイヤリングをはずして棺に入れ、遺体を葬りました。こうして裁判が終結し、判決文が上送されました。まだ、死刑執行の許可は降りませんでした。

驢馬に乗っていた老翁の親族は、老翁を捜していましたが、見つかりませんでした。ある人が驢馬の皮を背負つて道を歩いていました。見るからに老翁の家畜の皮のようでした。奪つて開いて見ると、皮の血がまだ乾いていませんでした。執えて県に訴えました。その人もまた、残酷な拷問を受けて、老翁の驢馬を強奪しようとしたところ、老翁が抵抗したので殺し、死体

は某地に埋めた、と嘘の自白をしました。某地で死体を捜させましたが見つからなかつたので詰問しますと、別の某地です、と言ひ直しました。死体を埋めた場所の自白が何度も変わり、いつまで経つても死体は見つかりませんでした。皮を背負つていた人は獄中で亡くなりました。

一年余り経つて、工長の死刑を皇帝が許可しました。工長は縛られて牢獄から出されました。部下の木工達は処刑場までついで行きながら騒ぎました。皆、工長の冤罪を憤っていました。工長が、工長のために冤罪を晴らすことができませんでした。工長はとうとう斬首されました。木工達はますます悲嘆してやみませんでした。工長の事件について広く情報を求めましたが、何も得られません。そこで、交鈔（紙幣）百錠を集めて十字路に置き、某木工が死んだ時の状況を知らせてくれる人がいれば、これを賞金として与えることにしました。

木工の妻が僧を招いてお経をあげてもらうごとに、乞食が集まつて来て、御飯を求めました。一人のなじみの泥棒少年が、いつも乞食について木工の家に往き、御飯を食べていました。ある日、泥棒少年が、他の家で盗みを働こうとして、まだ時刻が早く、木工の妻の家をよく知っていたので、暗い中、その家

の垣根にもたれて、夜禁の鐘が鳴ろうとする時を待っていました。不意に、酔っぱらいがよろめきながら家に入りました。酔いにまかせて木工の妻に怒り、彼女を罵り、殴り、さらに蹴りつけました。木工の妻は声を出そうとしませんでした。酔っぱ

らいが眠りますと、木工の妻は小声で灯火の下で罵って言いました。「あなたが私の夫を殺し、死体をバラバラにして土榻の下に入れてから、二年余りが経ちました。土榻に火を入れて暖めることはできませんし、土榻の中をうずめる気もありません。私の夫が腐り尽くしたかどうか、まだ知りません。それなのに今、私を虐待しています。」ため息をついて、涙を飲みました。

泥棒少年は窓の外に立つて、これを全部聴きました。翌朝、小木局の中に入り、木工達に向かつて、「私は某木工が死んだ時の状況を知ることができましたので、速やかに私に賞金を与えて下さい。」と叫びました。そして、木工達を連れて、殺された木工の家に行きました。泥棒少年は、酒に酔ったふりをして、木工の妻の部屋に入り、彼女をくどきましました。木工の妻は大声で罵りました。隣人達は皆、心穏やかでなく、泥棒少年を殴ろうとしました。泥棒少年は、すばやく土榻に近づいて、れんがを引きぬいて身構えました。すると、土榻の中の死体が現

れました。木工達は部屋に突入し、木工の妻を後ろ手に縛り、官司に送りました。木工の妻は事実を白状しました。泥棒少年が見た酔っぱらいは姦通相手でした。

官司はさらに、壕の中の死人はどこから来たのか調べました。作作二人が、驢馬に乗った老翁を押し水中に落とした、と白状しました。作作二人は死刑に処されました。木工の妻及びその姦通相手は市場で磔はりつけになりました。以前に工長に死刑の判決を下した官吏は皆、終身、官吏になることができないう処分を受けました。官司は、驢馬の皮を背負っていた人が冤罪で獄死した事実をもし摘発すれば、罪を得る官吏がさらに数人出るので、とうとう、皮を背負っていた人の冤罪事実に対する調査を打ち切りました。これは延祐年間（一二一四〜一二二〇）の初めの出来事です。

学官の文謙甫（経歴未詳）が宋子（作者宋本を指す。）にこの話を語りました。宋子は「木工の死に対して罪に当たる者は、木工の妻とその姦通相手との二人だけです。ところが巻き添えになって四五人が殺されました。これは事が変じて数が多くなる（原文。事変之殷）ということです。仲直りをして斬首され、咎を逃れて処刑され、作作は殺されて、工婦は磔になり、皮を

道中で背負つて械をつけられて死に、盗みに赴いて賞金を獲ました。これまた混乱して予測することができないなりゆきです。悲しいですね。」と言いました。」

【原文】

祭酒宋本記工獄有曰、京師小木局、木工數百人、置長分領之。一工与其長不睦、不往来者半歲。衆工謂、口語非大嫌。釀酒肉、強工、造長家、和解之。暮醉散去。

工婦素淫。与所私者、謀戕良人。以其醉於醴而返也、殺之。倉卒藏屍無所。室有土榻、中空。迺啓榻磚、割為四五、始容焉。復磚如故。

明日、婦往長家、哭曰、吾夫昨不歸。必而殺之。訟諸警巡院。院以長仇也、逮至拷掠。不勝毒、自誣服。婦發喪成服、召比丘、脩仏事、哭尽哀。

院詰屍処。曰棄塚中。責件〔件〕をもと誤つて「件」に作る。以下同じ。作二人、索之塚。弗得。刑部、御史、京尹、交促具獄。期十日得屍。不得。期七日、又不得。期五日、期三日、四被笞、終不得。二人歎惋、循環相語、笞無已時、因謀別殺人応命。

暮坐水傍。一翁騎驢渡橋。擠墮水中、縱驢去。旬餘、度翁爛

不可識、拳以聞。院召婦審視。婦撫而大號曰、是矣。取夫衣（もと「衣」字なし。『元文類』卷四十五、工獄に從つて補つた）、招魂塚上、脱笄珥、具棺葬之。獄遂成。案上末報。

騎驢翁之族、物色翁不得。一人負驢皮道中。宛然其家畜。奪而披視、皮血未燥。執懇於邑。亦以鞠訊慳酷、自誣刼翁驢、翁拒而殺之。屍藏某（某）をもと「其」に作る。『元文類』卷四十五及び『重刊祥刑要覽』卷一に從つて改めた。地。求之不見。輒更曰某地。辭數更、卒不見。負皮者瘦死獄中。

歲餘、前長奏下。縛出狴犴〔犴〕をもと「行」に作る。『元文類』卷四十五及び『重刊祥刑要覽』卷一に從つて改めた。衆工隨而譏。雖皆憤其冤、而不能為之明。工長竟斬。衆工愈哀嘆不置。徧訪其事、無所得。乃聚交鈔百錠、置衢路、有得某工死状者、酬以是。

初婦每脩仏事、則丐者空至、求供飯。一故偷兒、常從丐往乞。一日、偷兒將盜他人家、尚蚤。既熟婦門戶。乃闔中依其垣屋、以待迫鐘時。忽醉者踉蹌入。酌而怒其婦。詈之、拳之、且蹴之。婦不敢出声。醉者睡。婦微諍燭下曰、縁而殺吾夫、體骸異処、土榻下二歲餘矣。榻既不可火、又不敢填治。吾夫尚不知腐〔腐〕をもと「爛」に作る。『元文類』卷四十五及び『重刊祥

刑要覽』卷一に從つて改めた。) 尽以否。今乃虐我。歎息飲泣。
 偷兒立牖外、悉聽之。明寤、入局中、號於衆、吾已得某工死

状。速付我錢。因俾衆工遙隨往。偷兒陽被酒、入婦舍挑之。婦
 大罵。隣居皆不平、將歐之。偷兒遽去土榻、扳〔扳〕はもと
 「板」に作る。『元文類』卷四十五及び『重刊祥刑要覽』卷一に
 從つて改めた。) 磚、作欲擊鬪状。則屍見矣。衆工突入、反接
 婦、送官。婦吐矣。醉者則所私也。

官復窮塚中死人何從來。作作歎状、擠騎驢翁墮水。作作誅。
 婦洎所私者磔于市。先斷工長死官吏、皆廢終身。官以瘦死者事
 若寤、則官吏又有得罪者數人、遂寢負皮者寃。此延祐初事也。

校官文謙甫以語宋子。宋子曰、工之死、当坐者、婦与所私者
 二人耳。乃牽聯殺四五人。此事變之殷也。解仇而伏毆刀、迹答
 而得刃、乍作殺而工婦磔、負皮道中而死桎梏、赴盜而獲贖。此
 又轆轤而不可知者也。悲夫。(以上、第二十二丁表第五行から第
 二十二丁表第五行。)

【訓読】

祭酒宋本、工獄を記して曰う有り、京師の小木局、木工數百
 人、長を置き之れを分領せしむ。一工、其の長と陸じからず。
 往来せざること半歳。衆工謂えらく、口語なれば大嫌に非ず、

と。酒肉を醸し、工を強いて長の家に造り、之れを和解せしむ。
 暮に酔いて散じ去る。

工の婦は素と淫なり。私するところの者ととも良人を戕な
 うを謀る。其の、讎に於いて酔いて返るを以てや、之れを殺す。
 倉卒にして屍を蔵すに所無し。室に土榻有り。中空し。迺ち榻
 の磚を啓き、割きて四五と為し、始めて容る。磚を復すること
 故の如くす。

明日、婦、長の家に往き、哭して曰く、吾が夫、昨より帰ら
 ず。必ず而、之れを殺す。と。諸れを警巡院に訟う。院、長の、
 仇なるを以てや、逮し至りて撈掠す。毒に勝えず、自ら誣服す。
 婦、喪を發し服を成し、比丘を召き、仏事を脩め、哭して哀を
 尽くす。

院、屍処を詰す。曰く、塚中に棄つ、と。乍作二人に責めて、
 之れを塚に索めしむ。得ず。刑部、御史、京尹、交も具獄を促
 す。十日を期して屍を得しむ。得ず。七日を期す。又た得ず。
 五日を期す。三日を期す。四たび答を被るも、終に得ず。二人、
 歎惋し、塚に循い相い語る、答、已む時無し。因りて別に人を
 殺して命に應ずるを謀らん。と。

暮に水傍に坐す。一翁、驢に騎りて橋を渡る。水中に擠し墮

し、驢を縦ちて去らしむ。旬餘、翁の爛れて識る可からざるを度り、挙げて以聞す。院、婦を召して審視せしむ。婦、撫して大いに號して曰く、是れなり、と。夫の衣を取り、壕上に招魂し、笄珥を脱し、棺に具え、之れを葬る。獄、遂に成る。案、上されて未だ報ぜず。

驢に騎る翁の族、翁を物色す。得ず。一人、驢皮を道中に負う。宛然として其の家畜なり。奪いて披き視るに、皮血未だ燥かず。執えて邑に憩う。亦た鞠訊慳酷なるを以て、自ら誣ゆ、翁の驢を刳し、翁、拒めば之れを殺す。屍は某地に藏す。と。之れを求むるも見えず。輒ち更めて某地と曰う。辞、數ば更わる。卒に見えず。皮を負う者、獄中に瘦死す。

歳餘、前の長の奏、下る。縛せられて狂狂を出づ。衆工、隨いて諷く。皆、其の冤を憤ると雖も、之れが為めに明かす能わず。工長、竟に斬せらる。衆工、愈よ哀嘆して置かず。徧く其の事を訪うも、得るところ無し。乃ち交鈔百錠を聚め、衢路に置く。某工の死状を得る者有らば、酬ゆるに是れを以てせんとす。

初め、婦、仏事を脩むるごとに、則ち丐者空り至り、供飯を求む。一の故儉兒、常に丐に従いて往きて乞う。一日、儉兒、將に他の人家に盜まんとして、尚お蚤し。既に婦の門戸に熟す。

乃ち闇中に其の垣屋に依り、以て迫鐘の時を待つ。忽ち酔う者、踉蹌として入る。酬して其の婦を怒る。之れを罵り、之れを拳ち、且つ之れを蹴る。婦、敢て声を出ださず。酔う者睡る。婦、微かに燭下に諳りて曰く、而、吾が夫を殺し、體骸、土榻の下に処を異にして縁り二歳餘なり。榻、既に火す可からず。又た敢て填治せず。吾が夫、尚お腐り尽くすや否やを知らず。今、乃ち我を虐ぐ。と。歎息し、泣を飲む。

儉兒、牖外に立ち、悉く之れを聴く。明発、局中に入り、衆に号ぶ、吾已に某工の死状を得たり。速やかに我に錢を付せよ。因りて衆工をして遙かに隨いて往かしむ。儉兒、酒を被るを陽りて、婦舎に入り、之れに挑む。婦、大いに罵る。隣居、皆、平らかならず、將に之れを殴たんとす。儉兒、遽かに土榻に去きて、磚を抜いて、擊鬪せんと欲する状を作す。則ち屍見わる。衆工突入し、婦を反接して官に送る。婦、実を吐く。酔う者は則ち私するところなり。

官、復た、壕中の死人、何く従り來たるかを窮む。件作欵伏す、驢に騎る翁を擠して、水に墮とす、と。件作、誅せられ、婦、泊ひ私するところの者、市に磔せらる。先に工長の死を斷ずる官吏、皆、廢すること終身とせらる。官、瘦死する者の事、

若し發せば、則ち官吏又た、罪を得る者数人有るを以て、遂に皮を負う者の冤を寢む。此れ延祐の初めの事なり。

校官の文謙甫、以て宋子に語る。宋子曰く、工の死する、当に坐すべき者は、婦と私するところの者との二人なるのみ。乃ち牽聯して四五人を殺す。此れ事變の殷なり。仇を解きて殴刀に伏し、笞を逃がれて刃を得、件作、殺されて、工婦、磔せられ、皮を道中に負いて、桎梏に死し、盜に赴きて購を獲。此れ又た轆轤して知る可からざる者なり。悲しいかな。と。

犯罪捜査に期限を設けることが招いた悲劇である。